

あかし市民広場 LED ビジョン更新(設計・施工)業務委託仕様書

1 業務名称

あかし市民広場 LED ビジョン更新(設計・施工)業務委託

2 業務の目的

あかし市民広場では、情報表示、各種イベント、パフォーマンス、物品販売、展示等に利用できる大型液晶ビジョンを設置しているが、液晶ビジョンの老朽化に伴い、視認性に優れた大型 LED ビジョンに更新する。そうすることで、あかし市民広場の設置目的である「人々の憩いと交流の促進」、「日々の来街者を増やす賑わいの場の醸成」そして「人々の回遊を促す拠点づくり」に資することを目的とする。

3 設置場所

(1)LED ビジョン本体

パピオスあかし駅西 高所(2階相当)

兵庫県明石市大明石町一丁目6番1号パピオスあかし

(2)LED ビジョン電源制御機器

パピオスあかし駅西 機器収納架内

兵庫県明石市大明石町一丁目6番1号パピオスあかし

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)まで

なお、現場施工は令和8年9月1日(火)から着工し、同年9月30日(水)までに完了すること。

5 仕様書の業務内容について

本仕様書で示す内容は、上記業務目的を達成するにあたり、受託者に要求する標準的な仕様を示すものであり、機器性能、設置工事、その他の項目について規定するものである。プロポーザル参加者は、本仕様書の内容を十分に理解した上で、業務目的に定める安全性、効率性が担保できるよう、提案すること。

6 委託業務内容

(1) 基本項目

ア 本業務は、本仕様書に基づき実施するほか、自ら行った調査結果をもとに、本業務に係る LED ビジョンの設置について、本市と合意した内容で実施するこ

と。

イ 本業務には、調査、設計、施工、装置の試験等、LED ビジョンが正常に機能するために必要な全ての作業を含む。

ウ 電気工事、配線工事、機器の設置に必要なその他の費用は全て見積りに含むこと。なお、電気については既設の分電盤の範囲内で、必要な回線数を敷設すること。受注者は契約後に敷設工事について発注者と、必要な回路数及びブレーカー交換に伴う盤改修等について協議を行うこと。

※事務所内分電盤既設 (SKL-2-1) 単相 3 線式

既設モニター用ブレーカー 100V20A×5回線

予備ブレーカー 100V20A×1回線、200V20A×2回線

※分電盤内の部品交換については、夜間作業も想定すること。

エ 業務及び施工にあたっては、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) をはじめ必要な法的資格等を有していること。

オ 本業務で発生した廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) その他関係法令等に基づき適正に処理すること。

カ 設置に際して、既存の構造物等の移設や移植が生じた場合は、当該費用を見積金額に記載すること。

(2) LED ビジョンの仕様

ア 以下の仕様を参照し、最適なシステムで安定的に稼働すること。

イ 固定設備かつ外光にも耐えうる、視認性の良いものであること。

ウ フルカラーの LED パネルを使用し、明るく精細な映像・情報表示が行えること。

エ 最低 1 年の動作保証をつけること。

ただし、ここでの動作保証とは、正常な使用状態で故障した場合の代替部品の無償提供のみならず、交換にかかる作業費・諸経費の一切を無償とする。

なお、修理対応が可能な「部品保有期間」については、別途、納入後 7 年以上確保するものとする。

オ 機器の不具合が発生した際に、迅速に復旧できるよう配慮し設計すること。

また、清掃が簡易に行える構造とすること。中古品は不可とする。

なお、保守・運用については、本事業の対象外ではあるが、故障や障害時の対応方法や、復旧時間を十分に考慮し、サポート体制を執ること。

カ 具体的な仕様は、下表を参照すること。

項目	仕様
画面サイズ	W4500~5000mm×H2500~3000mm 程度 アスペクト比 16:9 で FullHD 解像度 (1920×1080) の表示ができるよう設計すること

項目	仕様
LED 素子ピッチ	2.5mm 以下
発光輝度	800cd/m ² 以上 輝度は時間、環境に応じて自動調整されること (照度センサー)
動作温度	-20℃～+40℃ 以上
動作湿度	10%～80% (結露のないこと)
LED の予備パネル	2%以上を納入すること
稼働時間	1 日あたり 12 時間以上連続稼働対応

(3) LED ビジョン電源制御機器の仕様

ア 以下の仕様を参照し、最適なシステムとすること。

イ LED ビジョン用分電盤 (以下、分電盤)、分電盤の電源を遠隔制御できる LED ビジョン電源パネル (以下、電源パネル) を設けること。

ウ 電源パネルは ON/OFF 操作をした際、1 回路ずつ遅延で分電盤の電源制御を行う突入電流を考慮した機能を持つこと。また、回路が正常に制御されたことが分かる表示灯を持つこと。

エ 簡素な構成で初心者でも運用しやすいシステムとすること。

(4) 設備設計・施工に関する一般要件

本事業の実施にあたっては、下記「(参考) 提出書類」に示す書類を提出すること。

(参考) 提出書類

① 契約締結時の提出書類

- ・ 契約書
- ・ 着手届
- ・ 管理責任者届
- ・ 暴力団排除に関する誓約書
- ・ 国税又は地方税の滞納がないことを証する納税証明書

② 契約締結後の提出書類

- ・ 作業計画書
- ・ 現況調査報告書
- ・ 使用器具提案書
- ・ 施工図
- ・ 試験計画書
- ・ 作業月報及び作業工程表 (月間)
- ・ 完成図書

- ・完了届

③ 該当する場合のみ

- ・債権者登録申請書（新規・変更）

 - ※債権者登録をしていない場合、又は代表者・住所等に変更があり、その変更の届けをしていない場合。

- ・再委託（変更）承諾申請書

- ・暴力団等排除に関する誓約書（再委託契約の受託者用）

 - ※業務の一部を第三者に委託する場合。

(5) 設備設計に関する仕様

ア 現地調査のうえ、構造物、設置設備に支障なきよう施工すること。

※参考：今回撤去対象となる設備区分における重量

- ・ディスプレイ TH-55LFV60J | 台当たり 30Kg 台数 16 台:480Kg

- ・取付金具 TY-VK55LVI | 台当たり 21Kg 台数 16 台:336Kg

- ・ケーブル雑材料 80kg

合計 896kg（※建築に関わる金物類は含まず）

詳細については受託後、必ず現場調査を行うこと。

イ 地震荷重に耐えうるよう、適当な固定をすること。

ウ 受託後に現地調査を実施し、現況把握をすること。

エ 耐震施工は、必要な指針等を遵守すること。

(6) 施工に関する仕様

① 施工前の業務

(ア) 各種申請業務

本業務に必要な各種届出等の手続きについては受注者が行うこととし、事業のスケジュールに支障がないように実施すること。

② 工事期間中の業務

(ア) 受注者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、施工図及び業務計画に従って本施設の工事を実施すること。

(イ) 本業務で必要となる足場等の仮設工事については、受託者の負担で実施すること。

(ウ) 本業務で必要な養生を行い、既存施設等への影響を最小限に留めること。

工事中に汚損、破損した場合の補修及び改修は受託者の負担により行うこと。

(エ) 工事現場内の事故災害の発生に十分留意することとし、落下物等による周辺地域への災害が生じないよう万全の対策をもって臨むこと。

(オ) 騒音、振動等の周辺施設への影響について、十分に対策をとること。工事に関し苦情等が発生した場合は、受注者の責任において適切に対応し処理する

こと。

(カ) 受託者は、工事の進捗等を明石市に定期的に報告するほか、明石市からの要請があれば、逐一報告すること。

(キ) 現地の状況確認について、明石市がいつでも立ち入れることとし、明石市からの要請により、担当者が立会い状況の説明を行うこと。

(ク) 工事を円滑に進めていくため、関係機関等に対し、必要な工事状況説明及び調整を十分に行うこと。

(ケ) 工事により発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。

(コ) 工事途中において、当初の内容に変更が生じた場合、変更内容の分かる書類を明石市に提出し、承認を得た後に工事に着手すること。

(サ) 工事作業場所において、その他の工事等と作業が重なる場合は調整を行い、柔軟に対応すること。

(7) 竣工検査の実施

ア 受注者は、自らの責任において、竣工検査及び設備等の試運転を実施すること。

イ 竣工検査及び設備等の試運転については、明石市の担当者も立ち会うため、試験計画として試験体制、試験項目、判定基準などの事前承諾を受け、実施日については、5営業日前までに報告すること。

ウ 竣工検査及び設備等の試運転の後に、結果を書面にて報告すること。

(8) 完了確認の実施

ア 竣工検査及び設備等の試運転の結果報告後に、業務完了確認を行う。なお、完了確認の結果、明石市が承諾した施工図と差違が生じていた場合は、受注者に対して改修又は補修を求めることが出来る。

イ 確認に際しては、竣工検査及び設備等の試運転の結果報告書類と明石市が承諾した施工図を用いて説明を行うこと。

ウ 周辺機器等の設備についても、試運転とは別に操作説明を実施すること。

(9) 関連図書の提出

ア 本業務に必要となる各種届出等の手続きについて、諸官庁等への申請書及び承認書の写しを提出すること。

イ 業務の着手前に、実施体制、全体工程、品質計画、発注部材の納入予定等の必要な事項をまとめた業務計画書を作成し、提出すること。

ウ (9) イで記載の業務計画書に基づき、作業全体工程において実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成し提出すること。本計画書から変更となる場合は、発注者に報告すること。

エ 現地調査、既存資料等確認のうえ、施工図を作成し提出すること。

オ 各種機器等の説明書及び保証書等をまとめ、完了確認後に提出すること。

(10) 主任技術者の選定

受注者は、建設業法の定めにより、主任技術者を定めて、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(11) 保険

受注者は施工の間、組立保険、火災保険等の必要な保険に加入すること。加入期間については、着手日から契約期間終了までとする。

7 支払いについて

明石市は業務の完了を確認した後、請求書を受理した日から起算して30日以内に一括して支払うものとする。

8 運用保守要件について

本業務の受託業者については、ビジョン更新後の運用保守業務において、今回提出を予定している運用保守参考見積の範囲内にて、別途契約を締結する予定である。

見積の要件となる運用保守業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 対象設備の正常かつ円滑な稼働状態を維持する為に必要な保守を行うこと。
- (2) 技術員の派遣を要する点検作業は、最低年1回とする。
- (3) 点検時においては、①外観点検、②機能点検、③動作点検、④清掃点検、その他、対象設備の安全かつ円滑な運用の維持を図るための点検を行うこと。
- (4) 障害対応として、障害発生の通知を受けた際は、遅滞なく技術員を派遣し、障害部分の復旧に努めるものとする。なお、受付時間については、別途協議する。
- (5) 運用保守業務の期間は60か月(5年間)とする。
- (6) 本保守における「対象設備」とは、LED表示機本体に加え、事務所内や操作ワゴン卓に設置された、本システムの映像表示・制御に関わる一切の機器（送出用PC、映像プロセッサ、スイッチャー、分配器、伝送機器、およびそれらを接続する映像ケーブル類等）を含むものとする。
※音響設備および照明設備は対象外とする。

9 特記事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、建設業法を始め、各種関係法令等を遵守し実施すること。
- (2) 実施内容等は、委託者と十分協議をしながら事業を進めること。
- (3) 委託者の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。

- (4) 事業は委託者との調整の中で変更等があり得る。それに伴う仕様の変更、委託料の変更などについては、委託者と協議の上、対応すること。
- (5) 契約履行過程で生じた成果物等は委託者に帰属し、委託者による自由な加工・二次使用ができることとする。
- (6) 業務の遂行にあたり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、委託者がその損害を委託者の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、委託者もその損害を負担するものとし、負担額は委託者と受託者の協議で決定する。
- (7) 本業務を遂行する上で知り得た情報は、委託者の承認を得ることなく第三者に漏洩し、又は委託業務以外の目的に使用しないこと。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (8) 仕様書に記載がない項目で疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議すること。